

令和3年8月2日
国土交通省
山国川河川事務所

山国川中下流域水利用連絡協議会（代表幹事会）の開催について ～山国川流域が小雨傾向です～

山国川流域では梅雨明け以降、小雨傾向が続いています。
先週末の降雨でも耶馬溪ダム的大幅な貯水量の回復には至っておらず、今後降雨の予報はあるものの、河川流量並びにダム貯水量が増加するか定かたではない状況であることから、これからの水利用について協議するため、山国川河川事務所において、「山国川中下流域水利用連絡協議会」（代表幹事会）を開催します。

記

- 日時 令和3年8月4日（水） 10時00分～
- 場所 国土交通省 山国川河川事務所 1F資料室
（大分県中津市大字高瀬1851-2）
- 内容
 - ・耶馬溪ダムの状況及び降雨状況について
 - ・今後の取水計画について
 - ・自主節水目標について
 - ・その他

4. 取材について

報道機関へのみの公開となります。
テレビカメラ等による撮影は、協議の妨げにならないようにご配慮願います。

- ◆耶馬溪ダムの貯水率（令和3年8月2日9：00現在）
 - ・72.6%（利水容量980万立方メートルに占める割合）
- ◆山国川の流域平均雨量
 - ・6月降水量：156.1mm（平均：345.4mm）※平均：H1～R2
 - ・7月降水量：140.4mm（平均：360.0mm）※平均：H1～R2

問い合わせ先

山国川中下流域水利用連絡協議会事務局
国土交通省山国川河川事務所（電話0979-24-0571）
技術副所長 田島 二仁（内線204）
管理課長 橋口 仁（内線331）

山国川水系渇水対応行動計画（渇水タイムライン）

令和3年5月

●この計画は、渇水被害を最小限にとどめるため、耶馬溪ダムの貯水率を目安として想定される河川管理者や県などが講じる取り組み、水利使用者や県民・事業者が行う節水対策を示したものです。

- ◆水は限りある貴重な資源です。
- ◆日ごろから水に関心を持ち、節水を心がけましょう！



耶馬溪ダム貯水率	渇水の状態及び※貯水率低下までの期間	注意喚起レベル	自治体		水利使用者 (水道用水・工業用水・農業用水)	県民・事業者	渇水情報はココ！
			河川管理者及び県	市町村			
100% ～ 70%程度	<p>渇水発生前</p> <p>平時</p> <p>約20日程度</p>	X	<ul style="list-style-type: none"> ◆水の貴重さに関する広報・イベント等での広報 ◆ダム貯水量等の注視、情報共有 ◆水利用状況の把握 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水の貴重さに関する広報・イベント等での広報 ◆ダム貯水量等の注視 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ダム貯水量等の注視 ◆平時からの取水・送配水施設の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平時からの一般家庭・事業所での節水 ◆風呂（残り湯を洗濯などに利用） ◆歯みがき（こまめに蛇口を閉める） ◆トイレ（水を何度も流さない） (大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など 	
<p>○水不足が予見される段階</p> <p>70%程度 ～ 60%程度</p> <p>自主節水期</p> <p>貯水量が減少傾向にあり、水利用を自主的に節水を始め始める状況</p> <p>約5～10日程度</p>	イエローレベル	<p>【ダム貯水量等の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆耶馬溪ダム補給状況、ダム貯水率等の情報提供 <p>【節水に関する広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ・ホームページなど <p>【渇水に備えた体制始動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水利用連絡協議会の開催（適宜） ◆情報共有、対策の準備 ◆関係機関による対策の協議 	<p>【節水等の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民への節水呼びかけ・ホームページ、広報誌 など 	<p>【情報提供と節水取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水利用の見通し等の情報提供 ◆自主的な節水の取り組み 	<p>【節水に関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般家庭・事業所での節水推進 ◆風呂（残り湯を洗濯などに利用） ◆洗濯（ためすぎ） ◆歯みがき（こまめに蛇口を閉める） ◆洗車（雨水の利用など） ◆トイレ（水を何度も流さない） (大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など 	<p>◆山国川河川事務所ホームページをご覧ください</p> <p>「主な渇水被害」</p> <p>http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/office/yamakuni/kassui/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水情報の提供 	
<p>○渇水の始まりから深刻な水不足の段階</p> <p>60%程度 ～ 40%程度</p> <p>自主節水期</p> <p>60%程度（第1次）</p> <p>貯水量の減少が進行し、段階的に水利用の制限が必要となる状況</p> <p>40%程度（第2次）</p> <p>取水制限期</p> <p>40%程度 ～ 20%程度</p> <p>約30～50日程度</p>	オレンジレベル	<p>【渇水対策の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水利用連絡協議会の開催 ◆「渇水対策本部」の設置 ◆水利用の見通し等の把握 ◆ダム貯水量の予測等 ◆渇水対策の検討（ダム補給量の調整、取水制限等） <p>【節水に関する広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ・ホームページ、マスコミ記者発表 など <p>【節水の協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆取水制限等に関する利水者との調整 	<p>【節水等の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民への節水呼びかけ・広報誌、ホームページ、広報車・自治会への節水チラシ配布など <p>【節水等の協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆庁舎等における節水 ◆学校、公民館等の公共施設における節水協力要請 <p>【水不足に関する支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 	<p>【節水対策の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水道用水＜連絡会議＞ ◆使用者への節水啓発 ◆衛生管理の強化 ◆工業用水＜節水・調整＞ ◆使用者への節水依頼 ◆バルブ調節、配水圧の調整 ◆自己水源（予備水源等）の活用 ◆農業用水＜番水・反復利用＞ ◆営農者への節水協力依頼 ◆バルブ調節、ゲート調整 ◆ポンプ運転の制限 	<p>【節水に関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般家庭・事業所での節水強化 ◆風呂（残り湯を洗濯などに利用） ◆洗濯の回数を減らす ◆炊事や入浴時の水を流したままにしない ◆トイレ（大・小レバーの使い分け） ◆節水コマの活用 など ◆飲料水の備蓄 ◆洗車や家庭菜園の雨水利用 	<p>◆山国川河川事務所ホームページをご覧ください</p> <p>「主な渇水被害」</p> <p>http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/office/yamakuni/kassui/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水情報の提供 ・渇水情報の提供 	
<p>○危機的な水不足の段階</p> <p>20%程度 ～ 0%</p> <p>異常渇水期</p> <p>貯水率が概ねゼロ又はゼロの状況</p> <p>約10～20日程度</p>	レッドレベル	<p>【渇水対策の体制継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ダム貯水量、河川流量等の情報提供（毎日） ◆河川水の水利用調整（水融通等） ◆ダム堆砂容量貯留水の利用 <p>【渇水被害の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境への影響、農業被害、関係利水者の水不足等 	<p>【渇水等の啓発強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆節水呼びかけ等の強化 ◆学校、公民館等の公共施設における節水協力要請 <p>【渇水被害の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設（学校、病院等）の水不足等の影響 <p>【支援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆給水車等の支援要請 	<p>【節水対策等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水道用水 ◆減圧給水や時間断水等の検討 ◆工業用水 ◆給水制限や生産調整の検討 ◆自己水源（予備水源等）の活用 ◆農業用水＜番水・反復利用＞ ◆番水、反復利用などの節水強化 	<p>【自治体情報の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自治体が発表する情報の確認・頻度の強化 ◆飲料水の備蓄 ◆最低限の水利用 		

※「耶馬溪ダム貯水率の目安」、「渇水等の期間」は過去の渇水調整履歴をもとに設定したおおよその目安であり、気象状況や水利用の状況により変わることがあります。